

議案第 13 号

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 8 年宇治市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 19 条関係)

種別	取扱区分	手数料
ごみ (特定家庭用機器廃棄物及びパーソナルコンピュータに係る指定再資源化製品廃棄物を除く。)	土地又は建物の占有者が生活に伴い家庭から排出されるごみの収集、運搬及び処分を臨時に委託する場合	100 リットルまでごとに 250 円
犬、猫等の死体	飼い主等が犬又はこれに準ずるものの処分を委託する場合	1 体につき 2,200 円
	市長が指定した場所に搬入し、処分を委託するとき	1 体につき 3,300 円
	収集、運搬及び処分を委託するとき	1 体につき 1,100 円
	飼い主等が猫、幼犬又はこれらに準ずるものの処分を委託する場合	1 体につき 2,200 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の委託に係る手数料について適用し、同日前の委託に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

一般廃棄物に係る処理手数料について、所要の改正を行うものがあります。